

武石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
土森委員が所用のため欠席しており、かわりの委員外議員として西内隆純議員の出席を求めているので、御了承願う。
本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めていくので御協力願う。

1. 議案の追加提出について

武石委員長 まず、議案の追加提出についてである。
総務部長、説明願う。

(小谷総務部長、説明)

武石委員長 何か、質問はないか。

(なし)

2. 意見書案の協議結果について

武石委員長 次に、意見書案の協議結果についてである。1ページの資料1、意見書案協議結果一覧表をごらんいただきたい。

意見書案は、3番が原案のとおり、6番が文言修正、4番と5番は4番の表題で、内容を統合させるよう文言修正するとして、以上3件がいずれも全会一致で意見書議案として提出される。

また、意見の一致に至らなかった意見書案のうち1番及び2番が、会派から意見書議案として提出される。

3. 議事手続きについて

(1) 委員会に付託してあった議案及び請願

武石委員長 次に、議事手続についてである。

まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案36件及び請願4件についての委員会審査結果一覧表をごらんいただきたい。

採決は、この一覧表に記載の順序により行うので御了承願う。

(了承)

ア 委員長報告に対する質疑

武石委員長 次に、委員長報告に対する質疑についてである。

委員長報告に対する質疑は、慣例のとおり省略することでおかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

イ 議案及び請願に対する討論

武石委員長 次に、議案及び請願についての討論はいかがでしょうか。

(なし)

武石委員長 それでは、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(2) 追加提出議案

ア 提出者の説明

武石委員長 次に、追加提出議案についてである。

先ほど、総務部長から説明のあった追加提出議案2件については、本日の会議において、議案及び請願を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

イ 質疑・委員会への付託・討論

武石委員長 この人事議案については、慣例のとおり質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(3) 議員提出議案

武石委員長 次に、5ページの資料3、議員提出議案についてである。

議発第1号高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案及び議発第2号高知県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例議案については、前回までの議運で本日の本会議に提出することが決定している。

議発第1号及び議発第2号の議案については、本日の本会議において知事の追加提出議案を採決の後、日程に上げ議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することで、いかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(4) 意見書議案

武石委員長 次に、15ページの資料4、意見書議案についてである。15ページの議発第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書」議案から20ページの議発第5号「2015年度子ども・子育て支援新制度関連予算の充実・強化を求める意見

書」議案までの計3件の意見書議案については、全会一致で提出されるものである
ので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決
することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

次に、22ページ議発第6号「自動車取得税におけるエコカー減税の延長についての
意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

(な し)

武石委員長

直ちに採決でよろしいか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、この議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全
てを省略し、直ちに採決することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

次に、24ページ議発第7号「小学校1年生の35人学級の維持、拡充を求める意見書
」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

米田委員

日本共産党は、討論を行う。

武石委員長

他に、ないか。

(な し)

武石委員長

討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、
委員会への付託は省略することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

以上、ここまでが議事手続についてである。ここで本日の議事日程表をお手元にお
配りする。

(事務局、議事日程表を配布)

(楠瀬議事課長、説明)

武石委員長

この順序で議事運営が行われるので御了承願う。

(了 承)

4. 2月定例会の開催時期について

武石委員長 次に、26ページの資料5、2月定例会の開催時期についてである。事務執行上のめどとして正副委員長案をお示ししてある。

2月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は従来どおり招集告示後に開催される議運でお諮りするというので、いかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

5. 継続審査調査の申し出について

武石委員長 次に、27ページの資料6、継続審査調査の申し出についてである。

閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ることにより御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

6. 議員派遣に係る報告書の提出について

武石委員長 次に、議員派遣に係る報告書の提出についてである。

地方議会活性化シンポジウム2014、第14回都道府県議会議員研究交流大会及び安徽省友好提携20周年記念訪中団事業に派遣したそれぞれの議員から、派遣の報告書が議長に提出された。その写しをお手元にお配りしてあるので、御了承願う。

なお、全議員に対しては、後ほど控室のほうへ写しを配付し、あわせて図書室にも配置することとする。

7. その他

(1) 南海トラフ地震等発生時における議会活動指針等

武石委員長 次に、その他である。

まず、南海トラフ地震等発生時における議会活動指針等についてである。このことについて、事務局から説明させる。

(川村総務課長、説明)

・南海トラフ地震等発生時における議会活動指針の議員編、事務局編及び参考資料をまとめた冊子及び議員の身分証明書を全議員に配付する。

・議員の身分証明書を常時携帯するかどうかについては、個人の判断に任せる。

武石委員長 何か、質問はないか。

(な し)

(2) その他

武石委員長

次に、その他についてである。
浜田議長より報告がある。

浜田議長

西岡元議員の政務調査費に関する調査の件について、先般11月28日の議運の決定の内容を踏まえ、12月19日に秘書の横山氏と面談したので、その結果をここに報告する。

秘書の横山氏には以下のとおりお伝えした。まず、議運では、御本人からの手紙と現状の病状などを報告した上で、協議を行ったこと。その結果、体調を考慮すれば、これまでのような定期的な調査を取りやめることはやむを得ないとしても、議会の決議もあり、説明責任を求めることまでは断念するわけにはいかない。病状が回復すれば説明責任を果たすよう要請を行うべきだということが、議運で決定されたことをお伝えした。その上で、本人には1日も早くよくなっていただきたい。議会の決議の重さを十分に承知のことと思うので、健康が回復すれば、議会で説明する機会を持っていただきたいということを伝えていただくよう依頼申し上げた。

この、私からの要請に対し、横山秘書からは確かにお伝えするとの御返事をいただいた。なおその上で、本人の現在の状況としては、今は手術後のリハビリ中であり、状態がよくなれば、次に肩の腱の手術をするということである。もう1件、腰のほうは大分よくなっているようであるが、1年のうちに4回も手術をし、年齢的なこともあり、体力的にも精神的にも相当弱っているので、肩の手術は体調を整えてからでないと難しいようだということをお伺いした。以上ここに報告して申し添える。よろしく願います。

武石委員長

それでは、今、議長から報告いただいたように、先日の議運の決定を受けて、議長より西岡元議員に対し、お伝えしたような内容で申し入れしたとのことであるので、御了承願う。

最後にその他で、何かあるか。

(なし)

武石委員長

協議事項は以上である。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、議会運営委員会を終わる。